

3. 審議事項

(2) 個別占用案件の審議【審議資料2】

【許可更新】

- ① 藻川河川敷公園（尼崎市）
- ② 猪名川河川敷公園（尼崎市）
- ③ 猪名川河川敷緑地（伊丹市）

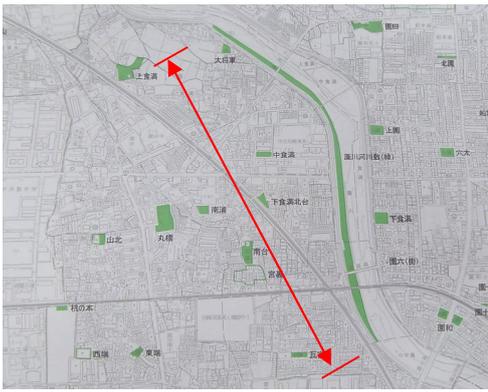
個別占用案件のカルテ（許可更新）

① 藻川河川敷公園（尼崎市）

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	
現在の利用形態	テニスコート2面、広場			
占用面積	5,374.53㎡	付帯施設等	移動式便所2基、移動式ベンチ2基、クズカゴ3基、車止め柵1対、テニスコート利用案内板2基他	
許可の経緯	<当初許可> 昭和54年11月1日 <前回更新許可> 平成28年3月10日 <許可期限> 令和2年9月30日	利用者数 ・ 団体数	テニスコート利用者数 平成27年度: 3304人 平成28年度: 5056人 平成29年度: 4720人 平成30年度: 3844人 平成31(令和元)年度: 4096人 公園全体利用者数: 64165人(年間)	
堤内地・堤外地	堤外地			
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤外地は「藻川河川敷公園」として位置づけている。 ・ 占用範囲と河川側との間は、雑草が生えている状態となっている。 ・ 右岸を占用しており、宮園橋の高架下から上流側にかけて当市が管理している藻川河川敷公園テニスコートがある。 ・ 隣接する堤内地は、両岸とも主に第一種中高層住居専用地域になっている。 			
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合計画」では、猪名川河川敷公園、藻川河川敷公園は身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響を認識し生物多様性の保全を図ることを必要としている。 ・ 「緑の基本計画」では、猪名川、藻川は都市河川として比較的豊かな自然環境を有しているため、動植物の生息環境として重要な位置づけである。また、猪名川、藻川流域は都市の親水軸として、水辺空間の確保といった観点から重要な役割を果たしている。 ・ 地域防災計画では、災害時の市民の一時避難地及び大火災避難場所として機能する重要な施設と位置づけている。 			
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和54年11月1日に占用許可を受けテニスコートを設置して以来、本市のスポーツ施設のひとつとして位置づけており、地域住民のスポーツ活動の場としてテニスプレーヤー等に利用されている。 ・ 平成22年4月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、市民団体とともに「環境と共生するまち・あまがさき」を育てる人づくりを進める中で、市民団体による魚とりや清掃活動などの取組が行われている。 			

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性)		
	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川河川敷公園テニスコートの2kmほど北東に位置する猪名川公園内に有料のテニスコートがある。 		
管理状況	(必要性)		
	<ul style="list-style-type: none"> 藻川河川敷公園テニスコートは無料ということもあり、気軽にテニスを楽しむことができる貴重な場として市民に認知されているほか、スポーツを通じて市民の健康増進・余暇の充実に寄与している。 		
	(施設管理)		
利用状況	(不法占用)		
	<ul style="list-style-type: none"> コンテナの不法占有物あり。 		
	(維持管理計画)		
前回審議 の意見	別紙のとおり		別紙のとおり
	別紙のとおり		別紙のとおり
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	(利用者・利用ルール)		
	<ul style="list-style-type: none"> テニスコートは、市内在住者を対象に電話受付で使用の予約を行っている。 テニスコートは、土日祝日は、ほぼ終日利用されている。 テニスコート利用者数は、各年度通じてある程度一定であることから、市民のスポーツに対する関心が高まっていること、地域住民間にテニスコートの存在が浸透していることが伺える。 公園全体の利用状況は、堤防に自転車道が整備されており、ウォーキング等で公園を利用する人が少ない。 		
安全への 配慮	(駐車場)		
	<ul style="list-style-type: none"> なし 		
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	(環境への配慮)		
	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、占用区域、管理区域において雑草の除草作業を実施している。テニスコート等の公園施設を設置している箇所以外は全体的に多種の雑草が園内に広がっている。 		
安全への 配慮	(環境意識の啓発)		
	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川、藻川周辺地域の「豊かな自然環境」、「うるおいのある水辺空間」、「のどかな田園風景」、「まちの価値・伝統・歴史」を守り活用するための考え方を示した「自然と文化の森構想」を平成13年に制定した。また、平成14年に設立された「自然と文化の森協会」が学校・団体向けに環境学習プログラムを提供しているほか、猪名川キッズクラブの観察会や水辺祭りなどのイベントを開催している。また、平成22年4月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、猪名川・藻川をフィールドに活動している各種団体間の連携、交流や情報発信の場を提供している。 		
安全への 配慮	(環境への配慮)		
	<ul style="list-style-type: none"> 移動式トイレについて、軍行橋水位が一定水位に上昇すると撤去の準備態勢、撤去作業に入ることとしている。また、年一回、撤去作業の訓練を実施している。 		

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占有内容			変更後の占有内容
変更要望の内容			
内容変更の必要性			
変更の規模	m ²		
変更場所の範囲図		管理体制	
占有内容変更による河川環境への影響			
占有内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み			
その他特記事項			

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は藻川下流に位置し、水域は緩やかな流れとなっている。 ・河岸の植生は、セイダカアワダチソウ群落やクズ群落が広がるほか、センダンの群落がみられる。また、公園内はグラウンドが広がるが、周辺はシバやギョウギシバの群落が広がっている。 ・鳥類では、重要種としてイソシギ、オオヨシキリ、アオジが確認されている。オオヨシキリは対岸のツルヨシ群落で確認されている。 ・魚類は、マハゼ、ボラといった汽水魚や、潮位の影響によりオイカワ、ミナミメダカといった淡水魚も確認できる。 ・重要種として鳥類ではササゴイ、コサギ、ハイタカ、チョウゲンボウ、オオバン、コチドリ、ハクセキレイ、オオヨシキリ、アオジ、昆虫類ではヒメボタルが確認されている。また、水域には、魚類はニホンウナギ、カマツカ、アユ、ミナミメダカ、コウライモロコが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占用地周辺に分布するツルヨシ群落などは、オオヨシキリの重要な生息地になっている。 ・水際の裸地は、イソシギやタシギといった鳥類の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離：約 10～50m ・右岸は護岸の前面が滞筋で、固定化している。 ・左岸にはツルヨシ群落等の抽水植物群落が成立するほか、ワンド環境も広がっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.3m

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①移動式トイレ内の環境啓発ポスター



②テニスコートの設置状況



③不法占用物件（コンテナ）の状況



④不法占用物件（コンテナ）の状況



⑤利用ルールの注意看板
(ゴルフ禁止、ペット放し飼い禁止)



⑥テニスコート利用ルールの看板



⑦低水河岸部の状況



⑧低水敷の使用状況

【藻川河川敷公園（占用者：尼崎市）】

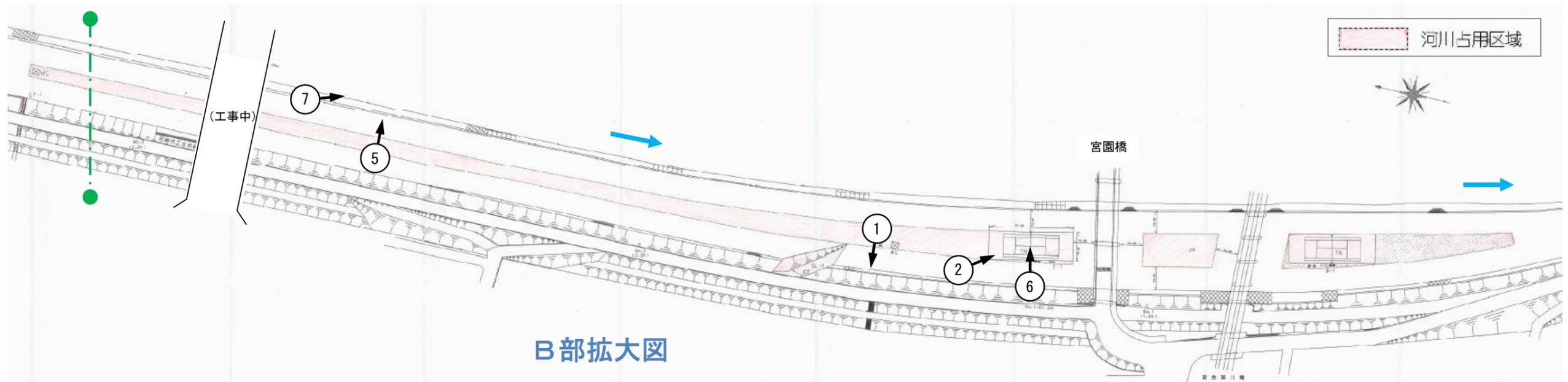
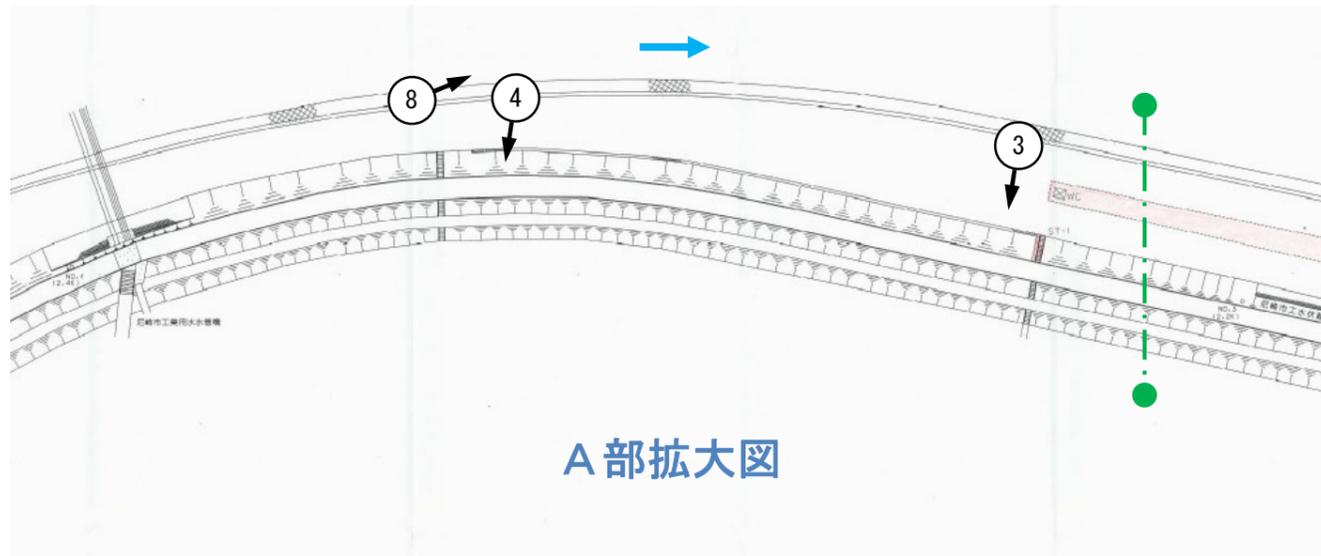
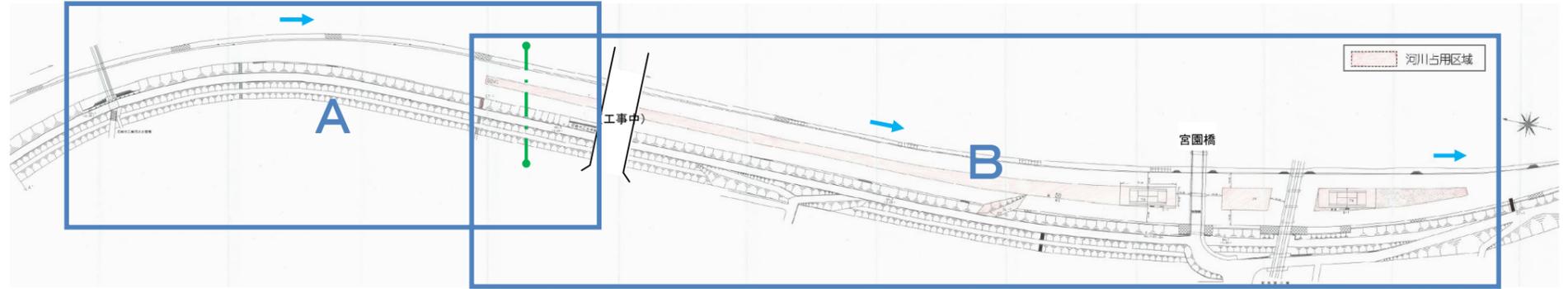


図 河川占用区域（藻川河川敷公園）

出典：占用許可申請書類

■河川保全利用チェックリスト（藻川河川敷公園）／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川 管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	多様な品種の植生、生物が生息している	△	外来種(主に植生)対策に取り組むたい	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	園路や公園施設などの設置により植栽がない場所もある	△	テニスコートや園路等連続性が確保されていない箇所がある	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	×		×	テニスコート等生物多様性に配慮された構造にはなっていない	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	移動式便所の壁に啓発ポスターを設置している	○	移動式トイレ内に環境啓発のポスターを掲示	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	市民団体と協働であまがさき環境力アップを推進している	○	あまがさき環境力アップ等、河川愛護の取り組みがなされている	
生物多様性の保全・再生								

■河川保全利用チェックリスト（藻川河川敷公園）／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川 管理者	(説明欄)	委員会評価	
川の 利用と責任 C	利用形態 C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	○	公園を利用しながら自然観察ができる	△	川と触れ合う施設ではないが、自然観察はできる		
		利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	△		△	今回概数を把握し、今後は継続し調査を実施予定	
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	テニスコート利用ルールや公園での禁止事項を定めている	○	禁止事項やテニスコート利用ルールが定められている	
	利用者・利用ルール	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	注意看板を設置している	○	注意看板が設置されている	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	全域自由使用の公園として供用している(テニスコートは申込制)	○	テニスコートは申込制、それ以外は自由使用の公園となっている	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	-		-	駐車場はない	
		設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	-		-	駐車場の計画はない	

■河川保全利用チェックリスト（藻川河川敷公園）／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川 管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理	管理 体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない	○	保護育成を業務委託している	○	公園保護育成業務委託で移動式トイレの給水や草刈り等が定められている	
	管理 計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない	○	保護育成に関して年間工程表を作成している	○	公園保護育成業務委託で作業の年間工程計画が定められている	
不法占有	不法 占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○:適正管理されている ×:不法占有の実態がある	×	不法占有物件がある	×	不法占有物件(コンテナ等)がある	

取組状況報告書 藻川河川敷公園(尼崎市)

【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H27年度第1回)	中間報告時の市の回答 (H29年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	占有区域及びその周辺の草刈りを適切に行い、植生の管理に努めていただきたい。	占有区域は年4回、管理区域は年3回除草を実施。	占有区域・管理区域ともに年4回除草を実施している。		
2	不法占有コンテナについて速やかな撤去をお願いしたい。	低水敷を野球、サッカーで利用している2団体の持ち物であり、引き続き撤去の指導をしている。	低水敷を野球、サッカーで利用している2団体の持ち物であり、撤去の指導はしている。		
3	環境保全の啓発看板の設置に取り組んで頂きたい。	トイレの壁面を利用し、啓発ポスター等を掲示した。	トイレの壁面を利用した啓発ポスターの掲示を継続して実施している。		

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (H29年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	トイレはきれいに管理されている。	引き続ききれいに管理していく。		
2	ゴミ箱の設置は良い工夫である。	引き続きゴミ箱を設置し、美化に努める。		
3	高水敷のエノキは、できるだけ早く伐採していただきたい。	エノキは全て撤去済みである。		



甲様式 1

国近整猪占調河占第 5 2 号

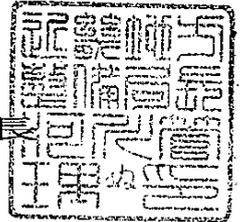
許 可 書

住所
氏名 尼崎市

平成 27 年 10 月 15 日付け尼公園第 22 号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（藻川河川敷公園）については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条及び第 26 条第 1 項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 28 年 3 月 10 日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第 57 条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第 46 条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該裁決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 藻川
- 2 目的 公園
- 3 場所 尼崎市小中島字カイチ268番地先から
尼崎市中食満字古宮49番地先まで
(右岸1.6k+102m~2.2k+55m)
- 4 工作物の名称
又は種類 藻川河川敷公園
- 5 工作物の構造
又は能力 別紙のとおり
- 6 工期 平成28年 3月10日から平成28年 3月18日まで
- 7 占用面積 5,374.53㎡
- 8 占用期間 平成27年11月 1日から平成32年 9月30日まで

9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣工できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣工できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河



川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。

- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
- 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- (14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正



することができる。

(19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。

一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。

三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。

イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。

ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。

ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。

四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。

(20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地に搬出しておくこと。

(21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。

(22) この許可に係る藻川河川敷公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。

(23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



別紙

階段	2箇所
坂路	1箇所
車止め柵	1対
移動式便所	2基 (可搬式)
移動式ベンチ	2基 (可搬式)
クズカゴ	3基 (可搬式)
テニスコート	2面
テニスコート利用案内板	2基
自由広場	1箇所



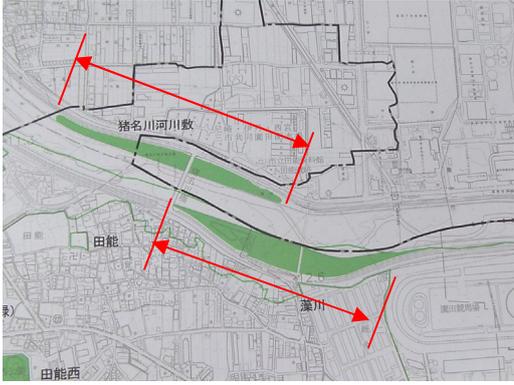
個別占用案件のカルテ（許可更新）

② 猪名川河川敷公園（尼崎市）

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	 <p>右岸</p>  <p>左岸</p>			
現在の利用形態	テニスコート2面、プレイスカルプチャー、広場						
占用面積	17,734.21 m ²	付帯施設等	移動式便所1基、移動式ベンチ1基、注意看板1基、クズカゴ3基、車止め柵1対、囲いポール4本、テニスコート利用案内板1基他				
許可の経緯	<当初許可> 昭和54年12月1日 <前回更新許可> 平成28年3月10日 <許可期限> 令和2年9月30日		利用者数 ・ 団体数	平成27年度: 2132人 平成28年度: 2980人 平成29年度: 3188人 平成30年度: 2924人 平成31(令和元)年度: 3932人 公園全体利用者数: (右岸)36666人 (左岸)21388人			
堤内地・堤外地	堤外地						
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤外地は「猪名川河川敷公園」として位置づけている。 ・ 占用範囲と河川側との間は、雑草が生えている状態となっている ・ 上流側に伊丹市が占有している猪名川河川敷緑地が位置しており、下流側に当市が占有を受けている猪名川河川敷公園が隣接している。 ・ 左岸と右岸を占有しており、猪名川橋上流の左岸側に猪名川河川敷公園田能テニスコートが、右岸側に広場、プレイスカルプチャー、トイレなどがある。 ・ 隣接する堤内地は、右岸側が堤防を挟んで第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域になっている。 						
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画では、猪名川河川敷公園、藻川河川敷緑地は身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響を認識し生物多様性の保全を図ることを必要としている。 ・ 緑の基本計画では、猪名川、藻川は都市河川として比較的豊かな自然環境を有しているため、動植物の生息環境として重要な位置づけである。また、猪名川、藻川流域は都市の親水軸として、水辺空間の確保といった観点から重要な役割を果たしている。 ・ 地域防災計画では、災害時の市民の重要な一時避難地として機能する重要な施設と位置づけている。 						
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和54年12月1日に占用許可を受けテニスコートを設置して以来、本市のスポーツ施設のひとつとして位置づけており、地域住民のスポーツ活動の場としてテニスプレイヤー等に利用されている。 ・ 平成22年4月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、市民団体とともに「環境と共生するまち・あまがさき」を育てる人づくりを進める中で、市民団体による魚とりや清掃活動などの取組が行われている。 						

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性)		
	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川河川敷公園テニスコートの2kmほど北東に位置する猪名川公園内に有料のテニスコートがある。 		
管理状況	(必要性)		
	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川河川敷公園テニスコートは無料ということもあり、気軽にテニスを楽しむことができる貴重な場として市民に認知されているほか、スポーツを通じて市民の健康増進・余暇の充実に寄与している。 		
利用状況	(施設管理)		
	<ul style="list-style-type: none"> 1年間に行う雑草の除草について、占用区域・管理区域ともに4回行っている。 移動式トイレの清掃について、一週間に3回行っている。 		
	(不法占用)		
前回審議 の意見	(維持管理計画)		
	(利用者・利用ルール)		
	<ul style="list-style-type: none"> テニスコートは、市内在住者を対象に電話受付で使用の予約を行っている。 テニスコートは、土日祝日は、ほぼ終日利用されている。 テニスコート利用者数は、各年度通じてある程度一定であることから、市民のスポーツに対する関心が高まっていること、地域住民間にテニスコートの存在が浸透していることが伺える。 公園全体の利用状況は、堤防に自動車道が整備されており、ウォーキング等で公園を利用する人が少ない。 		
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	(駐車場)		
	<ul style="list-style-type: none"> なし 		
安全への 配慮	(環境への配慮)		
	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、占用区域、管理区域において雑草の除草作業を実施している。テニスコート等の公園施設を設置している箇所以外は全体的に多種の雑草が園内に広がっている。 		
安全への 配慮	(環境意識の啓発)		
	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川、藻川周辺地域の「豊かな自然環境」、「うるおいのある水辺空間」、「のどかな田園風景」、「まちの価値・伝統・歴史」を守り活用するための考え方を示した「自然と文化の森構想」を平成13年に制定した。また、平成14年に設立された「自然と文化の森協会」が学校・団体向けに環境学習プログラムを提供しているほか、猪名川キッズクラブの観察会や水辺祭りなどのイベントを開催している。また、平成22年4月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、猪名川・藻川をフィールドに活動している各種団体間の連携、交流や情報発信の場を提供している。 		
安全への 配慮	前回審議 の意見		別紙のとおり
	前回審議 意見の対応		別紙のとおり
安全への 配慮	(環境への配慮)		
	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、占用区域、管理区域において雑草の除草作業を実施している。テニスコート等の公園施設を設置している箇所以外は全体的に多種の雑草が園内に広がっている。 		
安全への 配慮	(環境意識の啓発)		
	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川、藻川周辺地域の「豊かな自然環境」、「うるおいのある水辺空間」、「のどかな田園風景」、「まちの価値・伝統・歴史」を守り活用するための考え方を示した「自然と文化の森構想」を平成13年に制定した。また、平成14年に設立された「自然と文化の森協会」が学校・団体向けに環境学習プログラムを提供しているほか、猪名川キッズクラブの観察会や水辺祭りなどのイベントを開催している。また、平成22年4月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、猪名川・藻川をフィールドに活動している各種団体間の連携、交流や情報発信の場を提供している。 		
安全への 配慮	前回審議 の意見		別紙のとおり
	前回審議 意見の対応		別紙のとおり
安全への 配慮	(環境への配慮)		
	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、占用区域、管理区域において雑草の除草作業を実施している。テニスコート等の公園施設を設置している箇所以外は全体的に多種の雑草が園内に広がっている。 		
安全への 配慮	(環境意識の啓発)		
	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川、藻川周辺地域の「豊かな自然環境」、「うるおいのある水辺空間」、「のどかな田園風景」、「まちの価値・伝統・歴史」を守り活用するための考え方を示した「自然と文化の森構想」を平成13年に制定した。また、平成14年に設立された「自然と文化の森協会」が学校・団体向けに環境学習プログラムを提供しているほか、猪名川キッズクラブの観察会や水辺祭りなどのイベントを開催している。また、平成22年4月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、猪名川・藻川をフィールドに活動している各種団体間の連携、交流や情報発信の場を提供している。 		
安全への 配慮	前回審議 の意見		別紙のとおり
	前回審議 意見の対応		別紙のとおり

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占有内容	⇨		変更後の占有内容
変更要望の内容			
内容変更の必要性			
変更の規模	m ²		
変更場所の範囲図		管理体制	
占有内容変更による河川環境への影響			
占有内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み			
その他特記事項			

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川下流部に位置し、低水路には砂州が発達する。砂州には一年生草本の群落が見られる。 ・河岸にはセイタカアワダチソウ群落やセイタカヨシ群落が分布する。 ・鳥類では、草地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地でシジミチョウ類、シロチョウ類、テントウムシ類等が見られる。また、水辺ではコフキトンボ、セスジイトトンボやアオモンイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ等のトンボ類が確認されている。 ・魚類では、生活型別には純淡水魚が多いが、通し回遊魚のアユ、ウキゴリ、ゴクラクハゼが確認されている。 ・底生生物はモノアラガイ、ヨコミゾドロムシなどが確認されている。 ・重要種として鳥類はハヤブサ、チョウゲンボウ、イカルチドリ、オオヨシキリ、昆虫類はシルビアシジミ、アキアカネ、ナツアカネが確認されている。また、水域には、魚類はゲンゴロウブナ、アブラハヤ、カマツカ、ナミスジシマドジョウ、ギギなど、底生動物はアキアカネ、モノアラガイ、ヨコミゾドロムシなどが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占用地周辺に分布する堤防から高水敷の草地は、シルビアシジミの重要な生息地になっている。 ・水辺はワンド、細流が見られ、ウキゴリ、ミナミメダカ、アブラハヤといった重要な魚類の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離：約 5～50m。 ・左岸は護岸で整備され、前面は滞筋が固定化されている。 ・右岸は護岸で整備されているが前面は砂州が発達し、一年生草本の群落が広がる。護岸際にワンド環境が見られる。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.6m

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①移動式トイレ内の環境啓発ポスター(右岸)



②利用ルール の注意看板(ゴルフ禁止)(左岸)



③不法占用物件(ネット等)の状況(右岸)



④テニスコートの設置状況(左岸)



⑤低水河岸部の状況(右岸)



⑥低水河岸部の状況(左岸)

【猪名川河川敷公園 (占用者：尼崎市)】

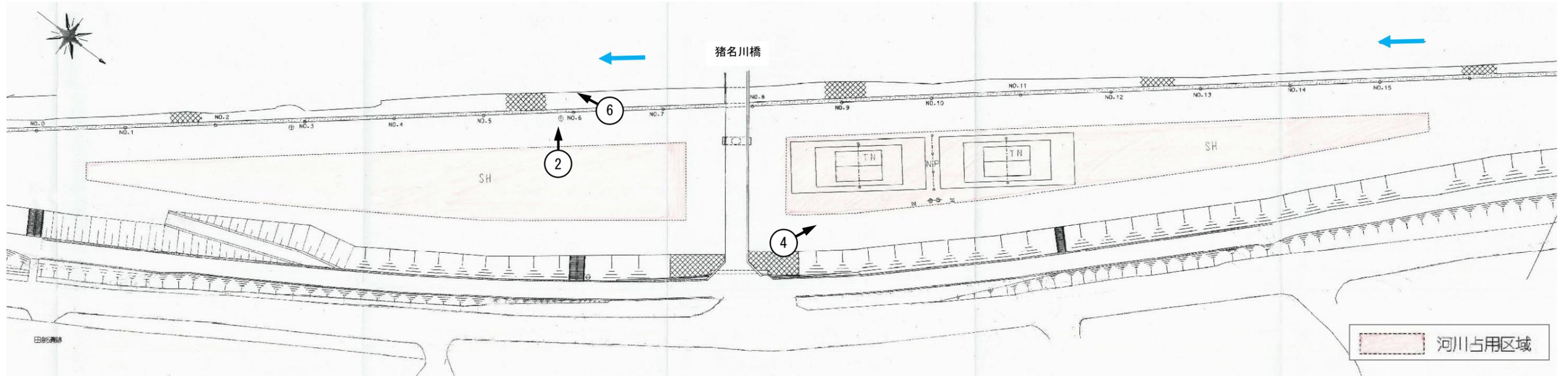


図 河川占用区域 (猪名川河川敷公園 左岸)

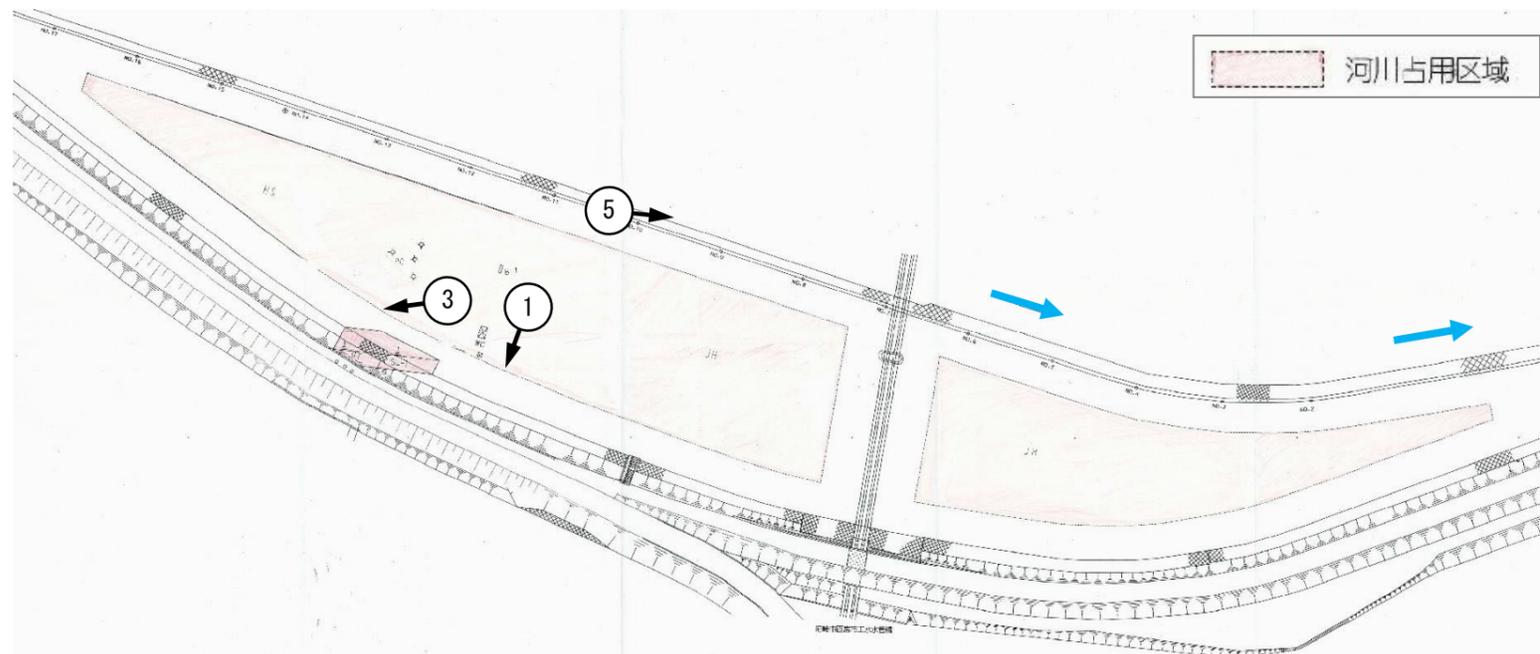


図 河川占用区域 (猪名川河川敷公園 右岸)

出典：占用許可申請書類

■河川保全利用チェックリスト（猪名川河川敷公園）／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川 管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○:保全されている △:どちらともいえない ×:保全されていない	○	多様な品種の植生、生物が生息している	△	外来種(主に植生)対策に取り組みたい	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○:連続性が確保されている △:どちらともいえない ×:分断されている	△	園路や公園施設などの設置により植栽がない場所もある	△	テニスコートや園路等連続性が確保されていない箇所がある	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○:配慮されている △:どちらともいえない ×:配慮されていない -:該当する工作物がない	×		×	テニスコート等生物多様性に配慮された構造にはなっていない	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発 対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○:実績又は計画が妥当である △:実績又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない	○	移動式便所の壁に啓発ポスターを設置している	○	移動式トイレ内に環境啓発のポスターを掲示	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○:実績又は計画が妥当である △:実績又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない	○	市民団体と協働であまがさき環境力レッジを開校している	○	あまがさき環境力レッジ等、河川愛護の取り組みがなされている	
生物多様性の保全・再生								

■河川保全利用チェックリスト（猪名川河川敷公園）／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川 管理者	(説明欄)	委員会評価	
川の 利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か ○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	○	公園を利用しながら自然観察ができる	△	川と触れ合う施設ではないが、自然観察等はできる		
		利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか ○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	△			△	今回概数を把握し、今後は継続し調査を実施予定	
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか ○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	テニスコート利用ルールや公園での禁止事項を定めている	×	×	禁止事項やテニスコート利用ルールが定められているが、公園利用者により不法行為が行われている	
	利用者・利用ルール	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか ○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	○	注意看板を設置している	○	注意看板が設置されている	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか ○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	○	全域自由使用の公園として供用している(テニスコートは申込制)	○	テニスコートは申込制、それ以外は自由使用の公園となっている	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか ○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	-	-		-	駐車場はない	
		設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか ○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	-	-		-	駐車場の計画はない	

■河川保全利用チェックリスト（猪名川河川敷公園）／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川 管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	保護育成を業務委託している	○	公園保護育成業務委託で移動式トイレの給水や草刈り等が定められている	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	保護育成に関して年間工程表を作成している	○	公園保護育成業務委託で作業の年間工程計画が定められている	
不法占有	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	×	不法占有物件がある	×	不法占有物件(ネット等)がある 占有範囲外に公園利用者による不法占有物件(コンテナ)がある	

取組状況報告書 猪名川河川敷公園(尼崎市)

【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H27年度第1回)	中間報告時の市の回答 (H29年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	目的外使用が見られるので、適切な利用が行われるよう管理していただきたい。	多目的広場の利用については基本的に自由使用であるが、不適切な利用については発見次第その都度指導をしている。	公園の利用については基本的に自由使用であるが、不適切な利用については発見次第その都度指導をしている。		
2	占有区域及びその周辺の草刈りを適切に行い、植生の適切な管理に努めていただきたい。	占有区域は年間4回、管理区域は年間3回の除草を実施。	占有区域・管理区域ともに年間4回の除草を実施している。		

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (H29年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	ごみ焼きについては各法令に抵触するので十分に管理していただきたい。	当事者へは火を炊かないよう適宜指導を行っている。		
2	野球用具を固定する金具が地面から出ており、危険なので、当面は色をつけるなど目視で分かるよう工夫していただきたい。(金具は占用工作物ではないので、整理が必要。)	当事者へは危険な工作物を撤去するよう指導している。(色をつけるなどの工夫をすることで不法占用が認められたと勘違いされるため色付け等は行っていない)		
3	草刈りは平成29年のように5,7,8,11月の刈り取りが望ましい。	草刈りは5,7,8,11月に行っている。		
4	コンクリートの遊具がはげているので、市民参加のイベント等で塗り替えを行っていただきたい。	市民参加イベントの開催は未定であるが、塗り替えを8月中に行う。		



甲様式 1

国近整猪占調河占第 5 3 号

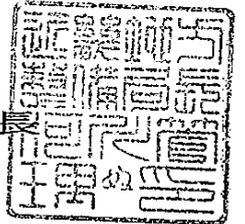
許 可 書

住所
氏名 尼崎市

平成 27 年 10 月 15 日付け尼公園第 23 号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（猪名川河川敷公園）については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条及び第 26 条第 1 項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 28 年 3 月 10 日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第 57 条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第 46 条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から 6 箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、許可の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から 6 箇月以内であっても、当該裁決の日から 1 年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式 3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園
- 3 場所 尼崎市田能字中ノ坪 3 8 6 番地先から
尼崎市田能字ヤ曾池 5 1 3 番地先まで
(左岸 4.4k-50m~4.8k-80m)
尼崎市田能字島 2 1 6 番地先から
尼崎市田能字東ノ口 3 3 2 番地先まで
(右岸 4.0k+55m~4.4k+60m)
- 4 工作物の名称 猪名川河川敷公園
又は種類
- 5 工作物の構造 別紙のとおり
又は能力
- 6 工期 平成 2 8 年 3 月 1 0 日から平成 2 8 年 3 月 1 8 日まで
- 7 占用面積 1 7, 7 3 4. 2 1 m²
- 8 占用期間 平成 2 7 年 1 1 月 1 日から平成 3 2 年 9 月 3 0 日まで

9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第 6 項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から 1 箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。

- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
- 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができなるとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- (14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。



- 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
- 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
- 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
- イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
- ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
- ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
- 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地に搬出して置くこと。
- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る藻川河川敷公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

別紙

〔 右 岸 〕

芝生広場	1箇所	
自由広場(野球、サッカー等)	2箇所	
移動式便所	1基	(可搬式)
車止め柵	1対	
クズカゴ	1基	(可搬式)
坂路	1箇所	
プレイスカルプチャー	4基	
注意看板	1基	
移動式ベンチ	1基	(可搬式)

〔 左 岸 〕

芝生広場	2箇所	
テニスコート	2面	
囲いネットポール	4本	
テニスコート利用案内板	1基	
注意看板	2基	
クズカゴ	2基	(可搬式)



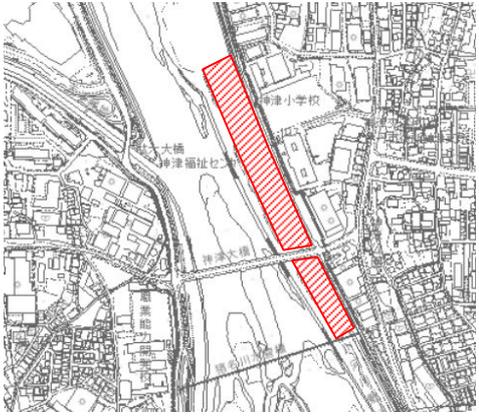
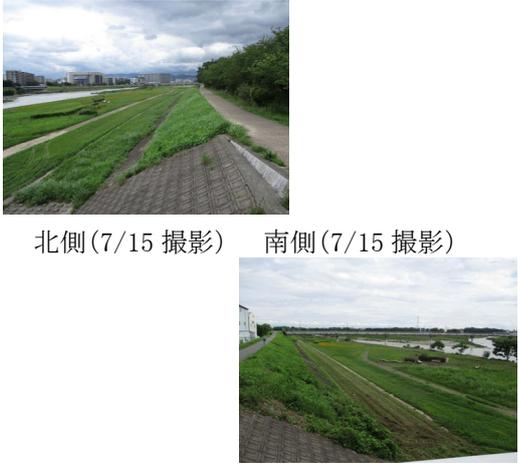
個別占用案件のカルテ（許可更新）

③ 猪名川河川敷緑地（伊丹市）

番号	01020	占用目的	猪名川河川敷緑地	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----------	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真			
現在の利用形態	園路・植栽等					
占用面積	17,038.75 m ²	付帯施設等	擬石縁石 2,095m、雑石積縁石 953m 園路舗装 3,485 m ² 、坂路1箇所、可搬式ベンチ 17基、低木 2,464本			
許可の経緯	<当初許可> 平成 4年 10月 16日 <前回更新許可>平成 27年 12月 11日 <許可期限> 平成 32年 9月 30日		利用者数 ・ 団体数	把握していない		
堤内地・堤外地	堤外地					
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・占用区域は、猪名川河川敷緑地(都市緑地)として位置づけられている。 ・占用区域と河川側との間は張芝および低水護岸が整備されている。 ・上流側(北部)は神津運動広場として河川敷を占用しており、下流側(南部)は河川管理者による緑道が整備されている。また、神津大橋(市道 29号線)が架かっており、伊丹市道路管理者が別途占用許可を受けているため、一部当占用区域が分断されている。 ・隣接する堤内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、一部に神津小学校がある。 					
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、「猪名川等を公園整備に加えてこれらを活かし、水と緑のネットワークを形成(公園緑地の整備)する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備する。」としている。 ・みどりの基本計画では、「公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めることともに、自然と触れ合える場所として整備する。」としている。 ・地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。 					
その他特記事項						

番号	01020	占用目的	猪名川河川敷緑地	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----------	------	-----	----	----------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤内地には類似施設はない。 		
管理状況	(必要性)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備当初のみどりのマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。 		
	(施設管理)		
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週 2 回、占用者により園内清掃作業を行っている。 ・ 毎年 4 回、占用者により芝刈り及び除草作業を行っている。 ・ 毎年 7 月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを地域住民及び企業と共に実施している。(R2 年度河川一斉清掃は中止) ・ 毎年 1 回、植栽されている低木の剪定を実施している。 		
	(不法占用)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無し 		
前回審議 の意見	(維持管理計画)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一年を通して、定期的に清掃及び草刈りを行い、清潔に保つことに留意している。 		
	(利用者・利用ルール)		
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料開放施設であることから詳細の利用人数は把握できていない。 ・ 隣接する神津大橋上流左岸堤防天端は、猪名川桜つつみ回廊モデル整備事業によりソメイヨシノが植栽されていることから桜の開花時期には多数の来園者で賑わう。 ・ 毎年 8 月に「いたみ花火大会」を実施(主催:伊丹市・いたみ花火大会実行委員会)。当区域は、仮設トイレ・救護所・大会副本部・消防副本部の設置個所となっている。(R2 年度花火大会は中止) 		
	(駐車場)		
安全への 配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無し 		
	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
安全への 配慮	(環境への配慮)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週 2 回、占用者により園内清掃作業を行っている。 		
安全への 配慮	(環境意識の啓発)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年 7 月に河川一斉清掃の一環として除草作業、ゴミ集めを行政の他、地域住民、事業者が共同で実施し、環境美化の意識高揚に取り組んでいる。(R2 年度は中止) ・ 河川の自然植生の管理に努めているところである。 		
安全への 配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。 		

番号	01020	占用目的	猪名川河川敷緑地	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----------	------	-----	----	----------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占有内容			変更後の占有内容
変更要望の内容			
内容変更の必要性			
変更の規模	m ²		
変更場所の範囲図		管理体制	
占有内容変更による河川環境への影響			
占有内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み			
その他特記事項			

番号	01020	占用目的	猪名川河川敷緑地	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	-------	------	----------	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は藻川と猪名川の分派点に位置し、低水路には砂州は発達するため、ワンドや瀬・淵が複雑にみられる。 ・河岸には護岸が整備されているが、水際には一年生草本群落のみられる。またやや立地の高いところには、オギ群落のみられる。 ・鳥類は、河川敷草地では、ヒバリ、オオヨシキリ、カワラヒワ、スズメ等が確認されているほか、水辺や水域ではカワウやアマサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、キアシシギ等が確認されている。 ・昆虫類は、草地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類、カスミカメムシ類、シジミチョウ類、ハナアブ類、テントウムシ類、ハバチ類が多く、特に秋季調査時にはコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。また、水辺ではセスジイトトンボやアオモンイトトンボ、シオカラトンボ等のトンボ類が確認されている。 ・魚類は、生活型別には純淡水魚が多いが、通し回遊魚のアユ、ウキゴリ、ゴクラクハゼも確認されている。 ・底生生物は、ユスリカ、ヒメトビイロカゲロウなどが優先している。 ・重要種として植物は中洲にカワヂシャやゴキヅル、鳥類はイソシギ、イカルチドリ、コチドリ、オオヨシキリ、昆虫類はシルビアシジミ、キアシハナダカバチモドキが確認されている。また、水域には、魚類はニホンウナギ、ミナメダカ、コウライモロコ、アユ、ウキゴリ、ゴクラクハゼ、底生動物はテナガエビ、ヨコミズドROMシが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占用地周辺に分布する堤防から高水敷の草地は、シルビアシジミの重要な生息地になっている。 ・低水路の砂州は、イソシギ、コチドリ、イカルチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・本流の砂礫底ではアユやコウライモロコ、ドンコの、水辺のワンドや細流はミナメダカ、コウライモロコの生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 5~50m ・右岸、左岸ともに、護岸で整備され、河道内は自然裸地や一年生草本が広がっている。 ・水際はオギ群落や一年生草本群落、自然裸地が広がっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.6m

番号	01020	占用目的	猪名川河川敷緑地	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----------	------	-----	----	----------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01020	占用目的	猪名川河川敷緑地	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----------	------	-----	----	----------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



公園全景



公園の園路の状況



隣接する桜つつみ内にある注意看板（バーベキュー禁止）



隣接する桜つつみ内にある注意看板（不法投棄禁止）



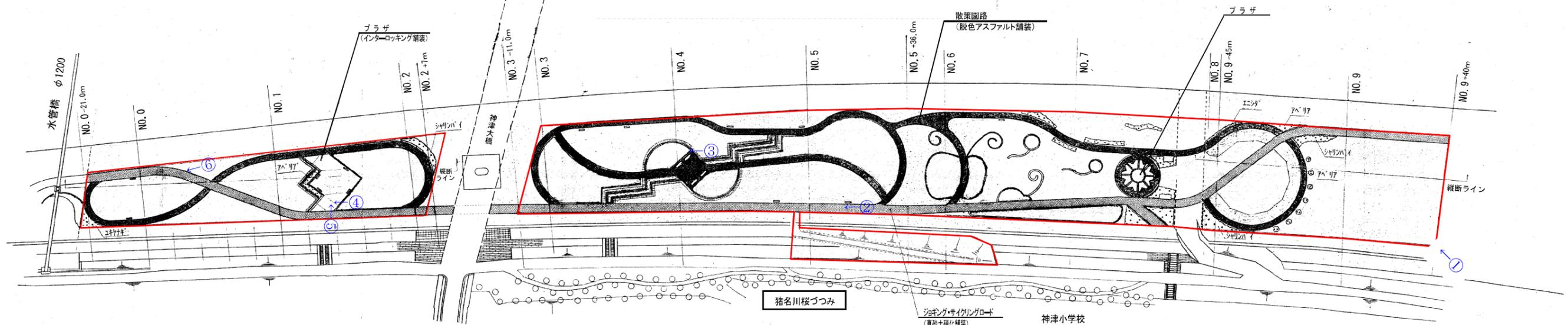
低水河岸部の状況



低水河岸部の状況

平面図 S=1:1400 (A3)

猪名川



<占用区域>		
緑石工	擬石緑石	2,095 m
	雑石積緑石	953 m
ジョギング・サイクリングロード	真砂土硬化舗装	1,411 m ²
散歩園路	脱色アスファルト舗装	1,845 m ²
プラザ	インターロッキング舗装	229 m ²
便益施設	ベンチ	17 基
植栽	低木(アベリア・シャリンバイ他)	2,464 本
坂路	W=2.0 L=66.0	1ヶ所
<維持管理区域>		
芝張工	張芝	4,741.3 m ²

占用区域	
	真砂土硬化舗装
	脱色アスファルト舗装
	擬石積緑石
	ベンチ
	張芝(野芝)
	低木
	平板敷

←撮影方向



猪名川河川敷緑地
神津大橋北側
測点①

現地状況

2020年7月17日 撮影



猪名川河川敷緑地
神津大橋北側
測点②

現地状況

2020年7月17日 撮影



猪名川河川敷緑地
神津大橋北側
測点③

現地状況

2020年7月17日 撮影



猪名川河川敷緑地
神津大橋南側
測点④

現地状況

2020年7月17日 撮影



猪名川河川敷緑地
神津大橋南側
測点⑤

現地状況

2020年7月17日 撮影



猪名川河川敷緑地
神津大橋南側
測点⑥

現地状況

2020年7月17日 撮影

■河川保全利用チェックリスト（猪名川河川敷緑地）／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川 管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	草地広場であり、河川の自然環境をそのまま保全されている	△	河川として望ましい植生を検討されている	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	○	草地広場であり、横断方向の生態系の連続性は確保されている	△	園路舗装部等必ずしも連続性は確保されていない	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	○	草地広場に舗装路が存在するが、幅員3m、粗粒度アスファルトを使用している	△	園路の舗装についてはさらなる工夫の余地がある	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	適宜注意看板等を設置している	△	不法投棄禁止等注意看板が隣接する桜つつみ内に設置されている	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	河川高水敷の草地広場として、自然環境保全に取り組んでいる	△	具体的な河川愛護の取り組み内容が不明	
生物多様性の保全・再生								

河川保全利用チェックリスト（猪名川河川敷緑地）／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川 管理者	(説明欄)	委員会評価
川の利用と責任 C	利用形態	川とふれあ れあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か ○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	河川の高水敷の草地である	△	川と触れ合う施設ではないが、低水護岸へはアプローチできる	
		利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか ○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	×	自由利用であり、把握はしていない	×	利用者数の把握はされていない	
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか ○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	バーベキュー禁止・不法投棄禁止の為、注意看板を設置している	○	バーベキュー禁止・不法投棄禁止等のルールは定められている	
	利用者・利用者 利用ルール	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか ○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	△	適宜、注意看板を設置している	△	不法投棄禁止等注意看板は隣接する桜つつみ内に設置されている	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか ○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	独占的な利用はない	○	独占的な利用はされていない	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか ○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	-	駐車場はない	-	駐車場はない	
		設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか ○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	-	駐車場の計画がない	-	駐車場の計画はない	

■河川保全利用チェックリスト（猪名川河川敷緑地）／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川 管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 維持管理 D	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	現地に事務所等ないが、定期的なパトロールや利用者通報等で速やかに対応する体制をとっている	○	巡回が定期的に行われ、通報等にも対応する体制がとられている	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	除草作業を4回/年実施している 例年4回(5月、7月、8月、10月) R2年3回(5月、7月、10月)	△	除草作業は適切に実施されているが、除草以外の管理計画は不明	
不法占有	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	○	現在、不法占有物件はない	○	不法占有物件はない	

取組状況報告書 猪名川河川敷緑地(伊丹市)

【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H27年度第1回)	中間報告時の市の回答 (H29年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	外来種が優占化しないように植生管理をお願いしたい。	今後も引き続き、外来種が優占化しないように植生管理に努めて参りたい。	年間の刈込を3~4回実施し、外来種が優占しないよう植生管理に努めるとともに、外来種を認めた場合は必要な対応を講じている。		
2	横断方向に連続的に植生が変化するよう検討して頂きたい。	横断方向に連続的に植生が変化することについては、必要に応じて河川管理者と協議していききたい。	占用区域においては、適正な植生管理に努めているが、当面は現状維持を考慮しており、河川管理者との協議が出来ていない。		
3	チガヤ群落の方向にもっていくよう検討して頂きたい。	適正な管理に努めているが、チガヤ群落については、必要に応じて河川管理者と協議していききたい。	占用区域においては、現在の植生管理を継続していくが、当面は現状維持を考慮しており、河川管理者との協議が出来ていない。		

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (H29年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」にのっているオオキンケイギク等の種について、今後も継続的に対応すること。	オオキンケイギクの結実早期(6月頃)に除草を行う事で種子飛散抑制に取り組んでいる。		
2	目標のデザインおよび植生について検討していただきたい。	スロープ横法面はチガヤ、高水敷は芝生が望ましいが、当面は現状維持としている。		



甲様式1

国近整猪占調河占第65号

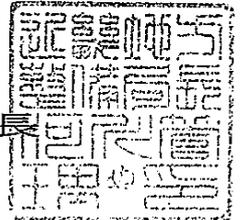
許 可 書

住所
氏名 伊丹市

平成27年9月30日付け伊市環公第469号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（猪名川河川敷緑地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成27年12月11日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

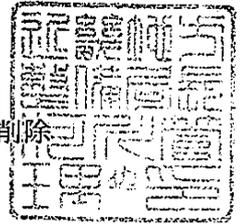
（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園
- 3 場所 伊丹市森本字河原地先
(左岸5.6k-80m~6.0k-54m)
- 4 工作物の名称
又は種類 猪名川河川敷緑地
- 5 工作物の構造
又は能力 別紙のとおり
- 6 工期 _____
- 7 占用面積 17,038.75㎡
- 8 占用期間 平成27年10月 1日から平成32年 9月30日まで





9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができ、その申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) ~~この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出る。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときはその指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
 - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



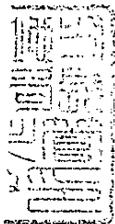
要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

- (11) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占有しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) ~~この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占有若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占有若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占有若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) この許可に係る工作物の内便益施設（ベンチ）を改築するときは可搬式のものと



すること。

- (21) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



別紙

工作物の構造又は能力

名 称	構 造 又 は 能 力	数 量	備 考
縁石工	擬石縁石	2,095m	
”	雑石積縁石	953m	
ジョギングサイクリングロード	真砂土硬化舗装	1,411㎡	
散策園路	脱色アスファルト舗装	1,845㎡	
坂路	” W=2.0m L=66.0m	1箇所	
プラザ	インターロッキング舗装	229㎡	
便益施設	ベンチ	17基	2基撤去
植 栽	低木 (アベリア・シャリンバイ他)	2,464本	

